

平成28年9月30日

法務省民事局参事官室 御中

千葉青年司法書士協議会

会長 小室 拓也

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

当会は、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関し、相続登記を始めとする相続手続きや、遺産分割に関する相談・裁判書類の作成に関わる専門職団体として、つぎのとおり意見を述べます。市民感覚に添い、市民にとって使いやすい改正法の実現を求めます。

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

【意見の趣旨】

短期居住権の創設に反対する。

仮に短期居住権を創設する場合には、

- （1）遺産分割が行われる場合の規律も（2）にあわせ、「遺産分割により当該建物の帰属が確定したときから一定期間（例えば6か月間）は、無償でその建物を使用することができる」とすべきである。
- 遺産分割により、配偶者以外の者が建物の所有権を取得するまでは、配偶者の義務は善管注意義務ではなく自己の財産における同一の注意義務とするべきである。
- （2）配偶者が建物を使用できる期間の起算点は、「相続開始の時から」ではなく、「配偶者以外の者が所有権を取得したことを配偶者が知った時から」とすべきである。

【意見の理由】

短期居住権は、残された配偶者が住み慣れた環境での生活を継続するのが通常であることから、配偶者を保護するために提案された規定である。しかし、相続人間で合意があれば短期居住権を主張するまでもなく居住建物に住み続けることができるし、相続人間で争いがあったとしても平成8年の判例の要件に当てはまれば使用貸借契約の類推適用を主張できるから、この規定が実際に意味を持つのは、（2）の遺言で配偶者以外の者が居住建物を取得した場合くらいであると思われる。しかし、このような遺言が存在していたとしても、一般的には受遺者が被相続人の子など親族であることも多く、配偶者との話し合いで解決できることが多いから、あえて短期居住権を創設する必要はないと考える。

仮に短期居住権を創設する場合には、以下を提案する。

1 (1) 遺産分割が行われる場合の規律も、無償の建物利用期間を(2)にあわせ、「遺産分割により当該建物の帰属が確定したときから一定期間(例えば6か月)は、無償でその建物を使用することができる」とするべきである。相続人間で合意できる場合には、配偶者があえて短期居住権を主張する必要性はないと思われ、遺産分割審判によって配偶者以外の者が居住建物を取得する場合には、(2)と同様の明渡猶予期間を設けることが配偶者にとって必要であると思われるからである。

2 遺産分割が終了するまでは、配偶者は少なくとも2分の1の法定相続分を持っており、他人の物を管理する善管注意義務を果たすのは責任が重すぎる。従って、遺産分割協議が終了するまでは自己の財産における同一の注意義務を負い、遺産分割協議で他の相続人が建物の所有者になった場合に善管注意義務を負うとすべきである。

3 遺言書は直ぐに発見されない場合もあり、遺言書の発見が既に相続時から一定期間を超えている場合も考えられる。そのような場合には、配偶者はその超えた期間分について、遺言によって所有権を取得した者から不当利得返還請求を受ける可能性がある。しかし、配偶者が遺言書の存在を知らなかった場合に、配偶者にそのような不利益を被らせるのは妥当ではない。従って、配偶者が建物を使用できる期間の起算点は、「相続開始の時から」ではなく、「配偶者以外の者が所有権を取得したことを配偶者が知った時から」とすべきである。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

【意見の趣旨】

長期居住権の創設に反対する。

【意見の理由】

長期居住権は、建物の所有権から建物の使用权を分離して、配偶者に建物使用权だけを帰属させ、配偶者以外の所有者に使用权を除いた所有権を帰属させる方策である。

しかし、所有権から使用权を分離させるという概念に馴染みのない日本社会において、このような権利の創設はやや唐突であるように感じられる。相続人間で協議が整う場合には、配偶者とその他の建物所有者の間で賃借権や使用借権を設定すれば十分である。

また、相続人間で遺産分割の合意が整わず遺産分割審判によったとしても、賃料一括前払いでの賃借権設定を審判で認めることができるようにするなどの改正をすることによって対処することが可能である。

中間試案で提案されている長期居住権は、敷地利用権との関係が明らかではなく、また譲渡や転貸ができることや買取請求を認めることなど、長期居住権を取得する配偶者の権利が強すぎるように思われる。また、中間試案では長期居住権の法的性質を債権としているので、当事者間の特約があれば長期居住権の内容を自由に定めることができるように思われ

るが、強行法規が原則である相続法の法体系とも矛盾している。

このように不確定な要素が多い長期居住権はあえて創設する実益が少ないと考えられるので、長期居住権の創設には反対する。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

【意見の趣旨】

甲案に賛成する。

また、甲乙案の採否にかかわらず、配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないとする規律を支持する。

【意見の理由】

配偶者の相続権の根拠について、一般的には、実質的夫婦共有財産の清算と配偶者の生活保障が挙げられる。

実質的夫婦共有財産の清算の観点から配偶者の相続権についてみれば、その財産の形成又は維持について、一般に配偶者に相応の貢献が認められるのが通例であり、配偶者の貢献をより実質的に考慮する方策が必要とされる。現行の相続法制では、配偶者の具体的な貢献の程度は、寄与分の中で考慮され得るに過ぎず、寄与分の判定については、「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ときに認められるに過ぎない。「特別の寄与」が認められる事例は限られ、その計算方法についても明確な規律はなく、いたずらに相続に関する紛争が複雑化・長期化することになっている。

また、特別な寄与とはいえないまでも、相当程度に夫婦共有財産の形成又は維持に貢献した場合でも、その配偶者の貢献は相続に反映されず、実質的公平を欠く場合が増えているとの指摘もある。

配偶者の生活保障の観点から配偶者の相続権についてみれば、近時の超高齢化社会の進展や、高齢者の再婚の増加を鑑みるに、一方配偶者の死亡後も、相続発生以前と変わらぬ安定した生活を続けていくためにも、配偶者への何らかの相続法制上の手当が必要とされるだろう。

これらの観点から、被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす甲案に賛成する。甲案は、「計算できない寄与分を計算できる寄与分」にした規律とも言え、寄与分の「見える化」を図ったものといえる。

もっとも計算式が複雑で、実務に耐えうるのかとの疑問もあるが、配偶者の貢献を計算式

で表す実益は大きい。相続事案が紛争になった場合に、調停・審判の場で、この計算式を使うことで、配偶者の寄与が見える化されることは、紛争の早期解決につながるといえるだろう。

また、配偶者がその貢献を「見える化」することを望まない場合は、法定相続分で遺産分割を終えることとし、配偶者にとっても相続権行使の選択肢が増えることは望ましいと考えられる。

乙一1案及び乙一2案については、婚姻成立後一定期間の経過により、合意又は当然に配偶者に法定相続分が引き上げられるというのは、形式的かつ画一的な処理に過ぎず、配偶者の貢献の程度を正確に反映しているとはいえず、支持できない。

また、被相続人の債権者等第三者との関係においても、乙一1案の法定相続分引き上げの有無に関する公示方法や、乙一2案の婚姻成立後一定期間の経過の把握方法について、いずれも外観からは計り知れず、その点においても、甲案が優れていると思われる。甲案においては、法定相続分を超える「見える化」された寄与分については、第三者との間で対抗関係に立つものとして処理をすれば明確であろう。

また、配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合について、実質的夫婦共有財産の清算及び配偶者の生活保障の観点から、兄弟姉妹に法定相続分を認める必要はないと考える。

配偶者と兄弟姉妹では、被相続人の財産形成に対する貢献度に大きな格差があり、実質的夫婦共有財産の清算には馴染まない。また、残された一方配偶者と兄弟姉妹の間に人的交流がない場合は、遺産分割協議が円滑に進まず、いたずらに遺産分割事件の複雑化・長期化に繋がる懸念されるからである。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

可分債権の遺産分割における取扱いにつき、判例は一貫して、「可分債権は、被相続人の死亡と同時に法律上当然に分割され遺産分割の対象にならない」と判示しているが、この規律は、市民感覚には馴染まない。相続財産が、預貯金債権などの可分債権であるか、投資信託等の金融資産であるか、不動産であるか、その資産の形態が異なっても、一般的な相続人は、それらの遺産はすべて遺産分割の対象となるというのが市民感覚である。そうであれば、可分債権を遺産分割の対象に含めるとする甲案及び乙案は、市民感覚に添った規律であり、その改正が望まれる。

さらに、可分債権を遺産分割の対象に含めるとした場合に、遺産分割がされるまでの間に各相続人の権利行使を認めてしまえば、遺産全体の最終的な帰属を遺産分割で一括して

処理することの支障となる。可分債権は、特別受益や寄与分の清算手段として有用であり、遺産分割紛争において、相続人間の実質的公平を図る手段として利用されてきた側面がある。それ故に、遺産分割が終了するまでの間は、各相続人にその権利行使を禁止し、可分債権を遺産分割を行う際の調整手段として利用することが望ましいと考えられる。

ただし、遺産分割が終了するまでの間に、被相続人の医療費の支払いや、被扶養者の生活費の支出などの場面で、遺産分割の終了を待たずに預貯金の払い出しを必要とする相続人がいるのも事実である。これらの場面で、現行法下では、遺産分割の対象となる財産を遺産分割前に行使する必要がある場合には、審判前の保全処分として、仮分割の仮処分を行うこととされる。しかし、審判前の仮処分を必要としていては、残された相続人には負担が過ぎるように思われる。

そこで、これらの場合には、裁判所の関与なしに、預貯金の払戻しを認める制度を作る必要がある。一定の金額以下であれば、当然に払戻しを認めるとする方策、例えば、相続開始時点における銀行の口座残高に、一口座あたりの上限を定めた上で、払戻しを求める相続人の法定相続分を乗じた額については払戻しを簡易的に認める方策が、簡便かつ明確な方法ではないかと思われる。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

(1) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

【意見の趣旨】

一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化の規定を設けることに反対する。

【意見の理由】

可分債権を遺産分割の対象に含めるとする場合において、一部分割を明文化の上、認めてしまつては、預貯金などの資産価値のある遺産だけを遺産分割し、現金化の難しい資産については、相続人間の合意で遺産分割の対象外として、その財産の帰属を確定させずに、その後の次世代に渡って放置する事態が起りかねない。相続未登記不動産の増加が、空き家問題を複雑にしている現状などを鑑みるに、一部分割を認めるのは不適切であるように思われる。

また、一部分割を明文化せずとも、現行の実務において、遺産の範囲に相続人間で争いがあるなど、一部分割をすることについて合理的な理由があり、民法第906条の遺産分割基準に照らし、残余遺産も含めた全遺産について公平な分配を実現することができる場合には、一部分割の審判をすることができること等と解されていること等を踏まえると、現行実務の扱いを変える必要性は感じられない。

(2) 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

【意見の趣旨】

遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則の規定を設けることに賛成する。

【意見の理由】

可分債権を遺産分割の対象に含めるとした場合においては、相続人間で可分債権の有無及び金額について争いがある場合に、遺産分割の審判において、その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めるのは、有効なことであると考えられる。

可分債権という大きな括りの中には、預貯金債権や売買代金債権などのように物理的に明確で扱いやすい債権のほかに、不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権など、当事者間でその存否及び金額について争いのある扱いにくい債権も存在する。後者の扱いにくい債権につき、可分債権が含まれる場合の特則の規定を設けることは、遺産分割紛争の早期解決に有効な手段であると考えられる。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自書を要求する範囲

【意見の趣旨】

①については賛成する。

②については押印の代わりに自筆部分と財産の特定に関する事項を契印等により一体化させる措置を要求する。一体化の措置に関しては契印のほか、ページ番号の記入や全頁を封筒に入れて封印をする等の方法が考えられる。

また、関連して自筆証書遺言の一体性の確保に関する規定の新設も検討する余地がある。

【意見の理由】

②については、財産の特定に関する事項を自筆証書遺言の一部とすると遺言書が複数枚にわたり作成される場合が多くなると予想されるにもかかわらず、自筆証書遺言の一体性を確認する方法が民法に規定されていないので、条文に規定して明確にすることも検討の余地がある。

この場合、要式性の面で現行より厳格になるが、偽造や変造のリスクを減らすために必要と思われる。たしかに、記載事項が増加する場合は、高齢者等、筆記が困難な方への配慮が必要であるが、押印は身体的負担が少ないので多少様式面で厳格になっても検討の余地はある。

そもそも視覚障害者は自筆証書遺言を作成することが困難であり他の方法で遺言をせざるを得ない状況である点を考慮しても、自筆証書遺言のみ過度に緩和を進める必要はなく

緩和と厳格化の適当な加減が必要である。

(2) 加除訂正の方式

【意見の趣旨】

緩和には賛成だが、押印のみとし、署名を不要とする。

【意見の理由】

加除訂正の旨が本人の自筆であるので、加除訂正が遺言者本人によるものか否かは十分判別可能である。わざわざ署名はいらない。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

②については、債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示すことを要求することとしている点につき、債務者が多数の場合には対抗要件を具備するために相続人等にかかりの負担がかかる。ただし、現在、法務省で検討されている法定相続証明情報制度が利用できる可能性もあるだろう。

(2) 義務の承継に関する規律

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

権利の承継に関する規律に準じる。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

【意見の趣旨】

①については賛成する。保管場所は法務局か公証役場が望ましい。

②については反対する。代理人による提出や、保管元の役所職員の出張による受領サービス等の措置を認めるべきである。

③、④、⑤、⑥については賛成する。

【意見の理由】

①について、保管場所として最も国民の身近にある公的機関は市区町村である。支所等の機関を含めれば法務局、公証役場を圧倒するアクセスの良さである。しかし、身近であるが故に秘密保持の面で問題があるし、全自治体を巻き込んだ保管や検索の環境整備にかかる予算や労力等のコストの問題もある。公証役場は、すでに公正証書遺言の保管や検索の環境が整備されているし、駅前等に立地し利便性も高い。法務局も全国ネットの保管や検索の環境整備にかかる労力は少ないと思われる。

②について、保管手続の申出資格は遺言者本人に限定するとしているが、代理人の提出や、保管元の役所職員の出張による受領サービスも可能とするべきである。自筆証書遺言に加え遺言者本人の委任状（実印押印、印鑑証明書添付）を代理人に提出させ、申出時に画像データを取り画像データの内容等を保管機関から印鑑証明書記載の本人の住所へ通知する方法により、偽造及び変造は防止でき、真実性の担保が可能であると考えられる。

また、公的機関の職員等が遺言者のもとに出張して自筆証書遺言を受領してくれるサービス（郵便局等の利用なども含む）を検討する必要もあると思われる。

自筆証書遺言の方式が緩和されても保管手続で厳格な処理がされると、遺言発見への足かせになる。「自筆証書遺言を確実に保管し、相続人がその存在を把握することのできる仕組みを確立する」という目的が達成されない恐れがある。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

【意見の趣旨】

賛成する。

ただし、(注1)の「遺言執行者が負う一般的な義務の内容」については、信託契約と異なり、遺言執行者は遺言者の一方的な指名によって就任するものであるため、信託契約の受託者類似の忠実義務を規定することは慎重に検討する必要がある。

(2) 民法第1013条の見直し

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

甲案のように、遺言者が不動産を第三者に遺贈して死亡した後に、相続人の債権者が当該不動産の差押えをした事案のように、遺言による権利変動と相続人による処分が抵触する場合については、一律に前記「2・(1)・①」の規律に従い、対抗問題としてその優劣を決することになると、遺言者の死亡や遺言の有無の確認の面で受遺者は相続人より不利である。さらに対抗要件の具備について遺言執行者頼みである受遺者は不利である。

(3) 個別の種類における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

【意見の趣旨】

賛成する。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

【意見の趣旨】

賛成する。

(注2) について、預金債権以外の債権に関しては遺言執行者の権限として対抗要件の具備まで規定されれば十分であるので、債権の行使までは不要と考える。

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

【意見の趣旨】

賛成する。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

【意見の趣旨】

甲案及び乙案に、反対する。

【意見の理由】

甲案及び乙案に共通して、相続人以外の者が遺産分割協議に参加する権利を得ることになり、遺産分割協議が煩雑になるおそれがあるため、法的安定性を害する。請求権についての時効(除斥期間)が設けられているが、請求の有無を気にしながら遺産分割をすることになり、結果的に遺産分割協議を遅らせることになりかねない。

現行法においても、相続分が譲渡された場合のように、遺産分割時に相続人以外の者が参加する場面があり、この場合は協議時点において参加当事者を確定することができるが、相続人は寄与分の請求がされるまで遺産分割の参加権利者を確定することができない。仮に、遺産分割協議の終了後に相続人以外の者から寄与分の請求があった場合、その後の処理が判然とせず混乱する恐れがある。

寄与分を請求する者が、相続人を調査する手段がない場合のように、相続人を把握していないときは、権利行使することができないまま消滅時効が成立してしまうことが想定できる。また、仮に相続人を把握していたとしても、相続人の全員に対して請求すればいいのか、相続人の一人に対して請求すればよいかかわからない。

よって、請求先についての規定を設ける必要がある。たとえば、「相続時に相続人である

者の一人に対して書面で通知をした場合は、すべての相続人へ通知したとみなす。」などの規定が考えられるのではないか。

乙案については、寄与分の請求権者を無限定としてしまうと、権利乱用のおそれがあり、法的安定性に著しく欠ける。

ただし、以下の理由により甲案の主旨には賛成できる。

現行法の規定では、相続人の妻が、被相続人（夫の父）の療養看護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した場合であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求したりすることはできない。夫の寄与分の中で妻の寄与を考慮することを認める裁判例も存在するが、推定相続人である夫が被相続人よりも先に死亡した場合には、現行の裁判例のような考え方によっても、妻の寄与行為を考慮することはできない。内縁の配偶者も、法定相続人でないという点において、結論は同様である。

確かにこのような場合には、寄与分制度新設前から実務で用いられていた法的理論構成を用いることにより、契約を擬制する方法や、費用負担を免れた部分を不当利得として返還請求を求めるような工夫がされているところであるが、運用での解決を図るのではなく、明確な根拠を規律するべきである。

生前の契約や遺言書の作成により、当該改正をすることなく寄与分を考慮した調整が可能であるとの意見が挙げられる。

しかし、親族間において契約書を作成することは一般的なものであるとはいえ、被相続人の死後に合意内容が明確にならないことが多い。そのため、契約をすべきであったことを根拠に、相続人以外の者への寄与分を認めないのは説得的ではない。また、法律を知らない者に対して、生前に契約や遺言書の作成をすべきであったと説明するのは無理がある。そのような者に対して、どの程度の保護をすべきかを考える必要があり、請求権者の範囲拡張についての主旨に賛成するものである。

また、特別な寄与をした一定の者の労苦を無視することなく、実質的な救済としての調整が可能となることから、甲案の改正の主旨には賛成するものである。

なお、甲案を採用したとしても、内縁の配偶者の寄与分は考慮されないため、今後、内縁の配偶者の相続権と合わせて検討をする余地がある。

以上